

京都大学名誉教授称号授与規程

[昭和 25 年 9 月 15 日達示第 13 号制定]

第 1 条 本学は、次の各号の一に掲げる者に京都大学名誉教授の称号を授ける。

- (1) 本学教授として 7 年以上勤務した者で教育上又は学術上功績のあつたもの
- (2) 学術上特に功績の顕著であつた教授で特別の選考を経た者
- (3) 総長として功労の顕著であつた者

2 本学教授の勤務年数が 5 年以上で国立大学法人京都大学教職員就業規則第 1 9 条第 2 号又は第 4 号により退職した者は、前項第 1 号の年数に達しなくても選考することができる。

(昭 39 達 9 改・昭 43.7 裁改・昭 49 達 18 改・平 14 達 37 改・加)

第 2 条 前条第 1 号又は第 2 号の該当者に名誉教授の称号を授けようとするときは、当該部局長は、教授会又はこれに代わるべき会議でその構成員の 3 分の 2 以上の同意を得て、総長に内申しなければならない。

2 総長は、前項の内申があつたときは、教育研究評議会の 3 分の 2 以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。

(昭 39 達 9 加・昭 43.7 裁改・昭 49 達 18 改・平 14 達 37 旧 3 条上・改・平 16 達 116 改)

第 3 条 前任総長に対しては、評議員の 3 分の 1 以上の申出により総長は教育研究評議会の 3 分の 2 以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。

(昭 43.7 裁改・平 14 達 37 旧 4 条上・平 16 達 116 改)

附 則

1 この規程は、昭和 25 年 9 月 12 日から施行し、昭和 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 京都大学名誉教授推薦内規(大正 10 年 2 月 3 日評議会決定)は、廃止する。
〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則(平成 8 年達示第 66 号)

1 この規程は、平成 8 年 12 月 17 日から施行する。

2 改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、本学に包括した旧制諸学校の勤務年数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年達示第 37 号)

この規程は、平成 14 年 11 月 5 日から施行し、同日以降に退職する者について適用する。ただし、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年達示第 116 号)

この規程は、平成 16 年 5 月 31 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年達示第 21 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。